

監査結果のあらまし

～令和2年度の監査結果から～

令和3年4月

岐阜県監査委員事務局

目 次

1	監査委員制度	1
2	監査等の主な種類	3
3	財務監査及び行政監査	5
4	財政援助団体等監査	13
5	監査の過程で述べた主な意見等	15
6	決算審査（一般会計・特別会計）	20
7	決算審査（公営企業会計）	24
8	基金運用状況審査	26
9	例月出納検査	26
10	健全化判断比率及び資金不足比率審査	27
11	住民監査請求	28
	(参考) 包括外部監査	29

※「監査結果のあらまし」は、年間を通じて、岐阜県監査委員事務局のホームページで既に公表済みの監査等の結果をとりまとめたものです。
監査等の結果の詳細については、ホームページをご覧ください。

【ホームページアドレス】

<https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/15401/>

1 監査委員制度

監査委員は、地方自治法に基づいて設置されており*、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに地方公共団体のその他の事務の執行が適正に行われているかを公正不偏の立場から監査します。監査委員は、知事が県議会の同意を得て選任することとなっています。

岐阜県の監査委員の定数は5人で、県議会議員から2人、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者から3人が選任されています。

■令和2年度の監査委員

		氏名	就任期間	備考
議選委員 (県議会議員)	非常勤	田中勝士	令和 元年5月 8日～令和 2年5月7日	
	非常勤	加藤大博	令和 元年5月 8日～令和 2年5月7日	
	非常勤	伊藤秀光	令和 2年5月 8日～	
	非常勤	高殿 尚	令和 2年5月 8日～	
識見委員	常 勤	鈴木 靖	平成31年4月 1日～	代表監査委員
	非常勤	藤 良寛	平成24年5月 8日～令和 2年5月9日	弁護士
	非常勤	長縄直子	平成31年4月 1日～	医療法人理事
	非常勤	南 圭一	令和 2年5月10日～	弁護士

* 地方自治法第195条第2項において、都道府県の監査委員の定数は4人ですが、(各都道府県の)条例で定数を増加することができるものと規定されています。

また、同法第196条第1項において、識見を有する者及び議員のうちからこれを選任するとされています。ただし、条例で議員のうちから選任しないこともできると規定されています。

岐阜県では、岐阜県監査委員条例第2条により、定数を5人とし、同条例第3条により、議員のうちから選任する監査委員の数を2人と規定しています。

監査専門委員

監査内容を充実強化することを目的に、民間の知見を活用し、専門的な事項を調査するため「監査専門委員」が1名選任されています。

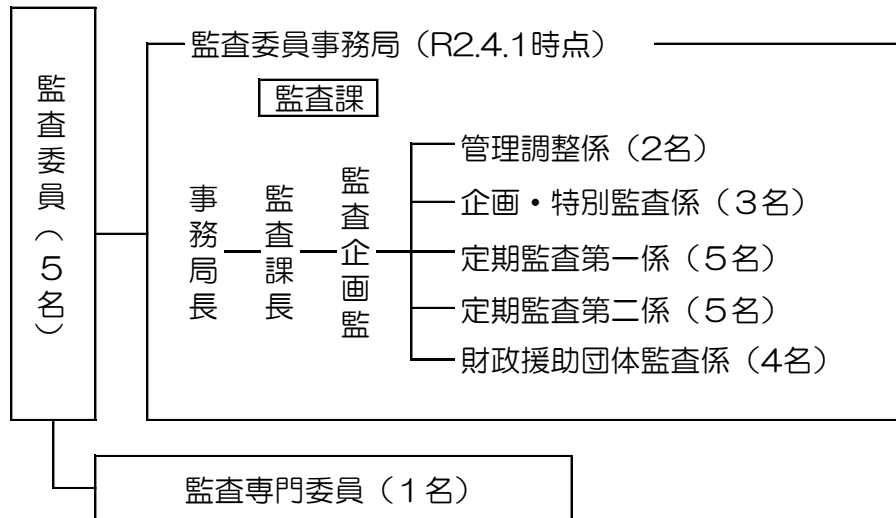
■令和2年度の監査専門委員

	氏名	就任期間	備考
監査専門委員	若原幸秋	令和 2年10月1日～令和 3年3月31日	公認会計士

監査委員事務局の組織

【組織図】 令和2年度

監査委員事務局は、監査委員が行う監査等を補助しています。事務局の職員は、監査委員が行う監査の調整や立会、監査委員から求められた調査などを行っています。また、監査委員の監査に先立ち、予備的な監査などを行っています。



岐阜県監査委員監査基準

監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の適切かつ有効な実施を図るための基準で、監査の範囲、実施手続、公表などについて記載されています。

< 監査結果及び措置状況の公表について >

「岐阜県監査委員監査基準」に基づき、監査の結果に関する報告の内容等を、県ホームページで公表しています。また、監査の結果に関する報告等を受けた者が、結果に対して行った措置の状況についてもホームページで公表しています。

2 監査等の主な種類

監査委員は、事務の執行が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているか、組織の及び運営の合理化に努めているかなどに留意して、各種の監査や審査等を行っています。

なお、監査等の種類には、主に次のようなものがあります。

○財務監査（地方自治法第 199 条第 1 項、第 4 項、第 5 項）

県の機関における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査をします。監査の実施方法として、定期監査と随時監査があります。

<定期監査>

毎会計年度少なくとも 1 回以上期日を定めて監査をします。

<随時監査>

定期監査のほか、必要があると認めるときは、抜き打ちなどの手段を用いて監査をします。

○行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）

必要があると認めるときは、県の機関における事務の執行について監査をします。定期監査と併せて実施するほか、特定のテーマを選定して監査をします。

○財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

必要があると認めるときは、県が補助金などを交付している団体、県が資本金等の 1 / 4 以上の出資を引き受けている法人、公の施設の管理を行わせている団体（指定管理者）を対象に、財政的援助等の目的に沿った事務の執行が行われているかを主眼に監査をします。

○決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項）

知事から提出された一般会計、特別会計及び公営企業会計（水道事業会計、工業用水道事業会計）の決算書等について審査します。

○基金運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）

県が特定の目的のために定額の資金を運用する以下の基金について、知事から提出された運用の状況を示す書類について審査します。

- ・土地開発基金
- ・美術品取得基金

○例月出納検査（地方自治法第 235 条の 2）

県の現金の出納について、毎月検査をします。

○健全化判断比率及び資金不足比率審査

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項、第 22 条第 1 項）

財政状況を表す指標（健全化判断比率及び資金不足比率）に関して算定が正しく行われているかについて審査します。

○住民監査請求に基づく監査（地方自治法第 242 条第 4 項）

公金の支出や財産の取得・管理などが違法又は不当に行われていた場合などに、住民からの監査請求に基づいて監査をします。

■参考

定期監査、随時監査及び財政援助団体等監査において使用されている用語の定義は、以下のとおりです。

- | | |
|------------------------|---|
| 指摘事項等 | ： 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なものを「指摘事項」、それ以外のものを「指導事項」としています。このほか、事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の関係課に対し制度の見直し等を求める事項を「検討事項」としています。 |
| 出資・出捐 ^{えん} 団体 | ： 県が資本金等の 4 分の 1 以上の出資又は出捐 ^{えん} （一般的には、金銭や品物を寄付することを表す。）を行っている法人 |
| 補助金等交付団体 | ： 県が補助金や負担金等を交付している団体 |
| 指定管理者 | ： 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、県が指定して、公の施設の管理を行わせている法人その他の団体 |

3 財務監査及び行政監査

(1) 定期監査

本庁及び現地機関の全 381 機関を対象として、定期監査を実施しました。

① 指摘事項等の概要

【監査結果の概要】

○135 機関において、指摘事項 100 件、指導事項 76 件及び検討事項 2 件の計 178 件が認められました。

【主な監査結果（指摘等）の内容】

- ・ 公用車による交通事故によって県に損害を与えたもの (52 件(85 台))
- ・ 職員がノート型パソコンを毀損したもの (38 件(44 台))
- ・ 旅費の重複支給があったもの (22 件(37 件))
- ・ 契約手続等に不備があったもの (17 件)

○指摘事項等の総件数は、前年度と比較して 60 件減少しました。

[主な増加要因]

公用車による交通事故	31 件	→	52 件 (+21)
ノート型パソコンの毀損	24 件	→	38 件 (+14)
旅費の重複支給	0 件	→	22 件 (+22)

[主な減少要因]

道路等の管理瑕疵	23 件	→	— (Δ23)
外部記録媒体の管理不備	18 件	→	2 件 (Δ16)
時間外勤務手当等の支給誤り	17 件	→	2 件 (Δ15)
備品の亡失	15 件	→	2 件 (Δ13)
契約手続等の不備	29 件	→	17 件 (Δ12)
物品管理・処分手続きの不備	11 件	→	3 件 (Δ8)
特定個人情報管理の不備	10 件	→	2 件 (Δ8)
36協定の締結等不備	6 件	→	1 件 (Δ5)

○ノート型パソコンの毀損及び公用車による交通事故については、各所属での指導等により職員の意識が向上していますが、依然として件数が多いため、引き続き再発防止を図るよう求めました。

○旅費の支出事務において、同じ旅行について旅費システムに二度入力したことにより旅費の重複支給となったものが多数見受けられたため、該当機関に対し適正な処理の徹底を求めました。

【指摘事項等の件数】

(単位：機関、件)

区分	監査実施 機関数 A		割合 B/A	指摘事項 等の件数	指摘	指導	検討
	指摘事項 等あり B						
知事部局	211	68	32.2	99	53	45	1
教育委員会	98	39	39.8	47	22	24	1
公安委員会	59	27	45.8	30	24	6	0
その他(※)	13	1	7.7	2	1	1	0
合計	381	135	35.4	178	100	76	2
〈参考〉前年度	372	159	42.7	238	106	126	6
(対前年度増減数)	9	△24	－	△60	△6	△50	△4

(※) 出納事務局、労働委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、
監査委員事務局

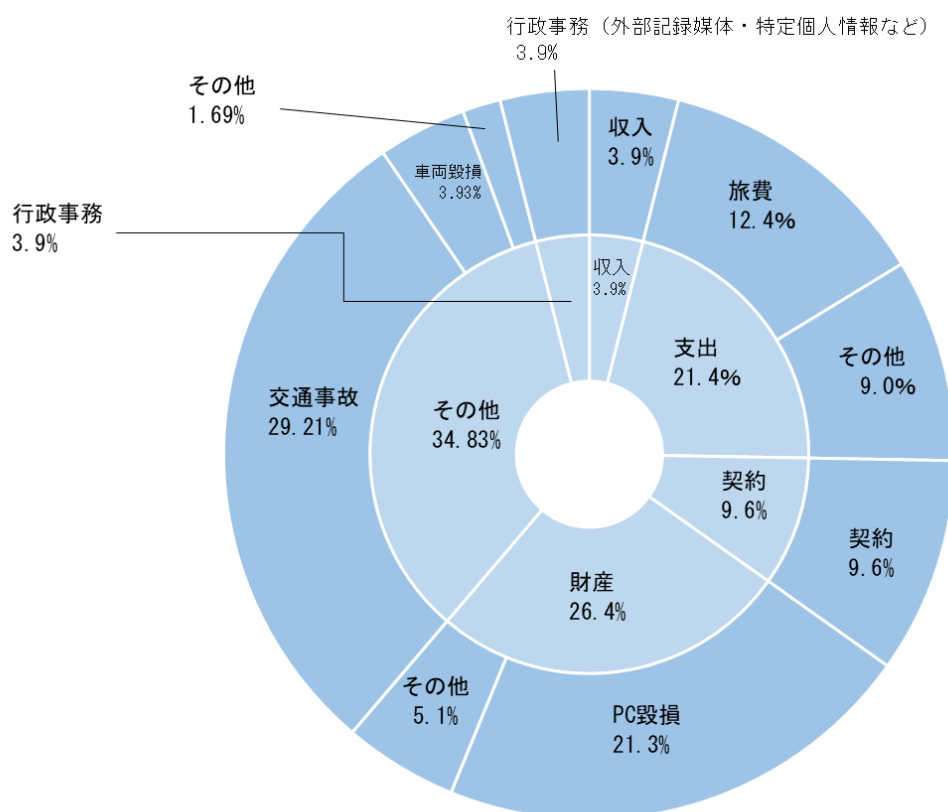
【分野別の指摘事項等の件数】

(単位：件)

区分	指摘事項	指導事項	検討事項	合計	備考
財務事務	100	71	0	171	
予算	0	0	0	0	
収入	4	3	0	7	
支出	31	7	0	38	うち旅費の重複支給 22件
契約	4	13	0	17	うち契約情報の未公表 4件
財産	3	44	0	47	うちノート型パソコンの損傷 38件
その他	58	4	0	62	うち交通事故 52件 車両毀損 7件
行政事務	0	5	2	7	うち外部記録媒体管理 2件 特定個人情報管理 2件
合計	100	76	2	178	

※監査結果が複数の分野に関係する場合は、主な内容が属する分野で計上している。

【分野別の指摘事項等の割合】



② 主な指摘事項等

令和2年度に実施した定期監査における主な指摘事項等は次のとおりです。

1 (収入) 収入事務が不適正なもの

県が収入を受ける場合は、債務者に対して納入通知書を発行します。また、納期限内に納入がない場合は、督促状を発行しなければなりません。これらの発行がされていなかったり、遅延していたものが4機関においてありました。

また、現金を収納した場合の金融機関への払込みや、還付が必要となった場合の手続きが遅延していたものが2機関においてありました。

該当機関に対して今後は適正に処理するよう求めました。

【該当機関】

国際園芸アカデミー、岐阜土木事務所、郡上土木事務所、飛騨県事務所、岐山高等学校、東濃高等学校

2 (支出) 補助金が過大に交付されていたもの

補助金の交付要綱の不備により、補助金の対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除^{*1}の報告と仕入控除税額に相当する額の返還が規定されておらず、補助金が過大に交付されていたものがありました。

該当機関に対して速やかに措置するとともに今後は適正に処理するよう求めました。

【該当機関】

技術検査課

*1 仕入税額控除とは…事業者が消費税を納付する際、課税期間中の課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して計算することです。

3（支出）旅費の重複支給

同じ出張について、旅費システムに二度入力したことにより、旅費が過払となったものが22機関においてありました。

該当機関に対して速やかに措置するとともに今後は適正に処理するよう求めました。

【該当機関】

地域スポーツ課、美術館、文化財保護センター、岐阜保健所、中央子ども相談センター、農業経営課、郡上農林事務所、岐阜土木事務所、大垣土木事務所、古川土木事務所、都市政策課、教職員課、体育健康課、岐阜教育事務所、美濃教育事務所、可茂教育事務所、東濃教育事務所、岐阜各務野高等学校、揖斐高等学校、武義高等学校、羽島特別支援学校、飛騨特別支援学校

4（支出）印刷製本費の重複支出

重複して印刷代金を支払っていたものがありました。

該当機関に対して速やかに措置するとともに今後は適正に処理するよう求めました。

【該当機関】

坂下高等学校

5（契約）契約事務に関する誤り

競争入札すべき契約について随意契約していたもの、消費税率改正（令和元年10月）に伴う変更契約に誤りがあったもの、法に規定されている建設工事の契約情報の公表を行っていなかったものなど、契約事務に誤りがあったものが17機関においてありました。

該当機関に対して速やかに措置するとともに今後は適正に処理するよう求めました。

【該当機関】

木工芸術スクール、農政課、農業経営課、里川振興課、郡上農林事務所、可茂農林事務所、農業技術センター、畜産研究所、農業大学校、恵みの森づくり推進課、特別支援教育課、各務原西高等学校、多治見工業高等学校、羽島特別支援学校、郡上特別支援学校、下呂特別支援学校、飛騨古城特別支援学校

6（財産）ノート型パソコンの損傷

38機関において、職員が飲料をこぼす、液晶ディスプレイを閉じる際に異物を挟み画面を破損するなどによってノート型パソコン44台を損傷し、修繕料3,459,367円が支払われていましたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図るよう求めました。

【該当機関】

財政課、東濃県税事務所、ねんりんピック推進事務局、防災課、廃棄物対策課、県民生活課、文化財保護センター、東濃保健所、中央食肉衛生検査所、商工政策課、観光企画課、食品科学研究所、農業経営課、岐阜農林事務所、東濃農林事務所、畜産研究所、道路維持課、岐阜土木事務所、大垣土木事務所、西濃県事務所、中濃県事務所、教職員課、西濃教育事務所、岐阜北高等学校、岐南工業高等学校、各務原高等学校、大垣養老高等学校、不破高等学校、海津明誠高等学校、東濃高等学校、可児高等学校、多治見高等学校、飛騨高山高等学校、華陽フロンティア高等学校、岐阜本巣特別支援学校、揖斐特別支援学校、刑事総務課、岐阜中警察署

7（その他）公用車の交通事故

公用車の交通事故で県側に過失があったもので、損害賠償額が確定したものが、52機関で計85件（うち、過失割合が100%の事故は64件）ありました。これらの交通事故により、損害賠償金17,652,195円、修繕料7,593,463円の支払が発生し、公用車8台が廃車等となっていましたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図るよう求めました。

【該当機関】

防災課、岐阜地域環境室、岐阜保健所、関保健所、可茂保健所、飛騨保健所、中濃子ども相談センター、食品科学研究所、家畜伝染病対策課、岐阜農林事務所、西濃農林事務所、揖斐農林事務所、中濃農林事務所、郡上農林事務所、可茂農林事務所、東濃農林事務所、恵那農林事務所、水産研究所、中央家畜保健衛生所、森林研究所、河川課、岐阜土木事務所、大垣土木事務所、多治見土木事務所、高山土木事務所、東部広域水道事務所、揖斐県事務所、東濃県事務所、生活安全総務課、生活環境課、自動車警ら隊、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、組織犯罪対策課、交通指導課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、岐阜中警察署、岐阜南警察署、岐阜北警察署、各務原警察署、海津警察署、揖斐警察署、北方警察署、山県警察署、関警察署、加茂警察署、多治見警察署、下呂警察署、飛騨警察署、議会事務局

③ 検討事項の内容

○旅費の支出事務において、重複支給が散見されたことから、各所属における実態を把握し、不適切な事態の是正及び再発防止に向けて必要な措置を講じるよう求めました。（人事課・教育総務課）

(2) 随時監査

県の機関における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、不適正事案の未然防止の観点から、事前通告を行わず抜き打ちで、随時監査を実施しました。

監査結果の概要

観覧料の収納を行っている2機関に対して、現金管理を中心に監査した結果、1機関において、指導事項1件が認められました。

【監査対象機関】

- ①美術館 ②博物館

【監査結果の内容】

- 原因発生の都度記載すべき現金出納簿の記載について遅延しているものがありました。該当機関に対して今後は適正に処理するよう求めました。（美術館）

(3) 行政監査(テーマ監査)

本県では、必要に応じて、複数の機関に渡る横断的なものなど特定のテーマを設定して、当該事務の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているかなどについて監査しています。

監査結果の概要

テーマ「公用携帯電話等の契約・管理について」

携帯電話は、年々普及が進み、県民のほとんどに普及しています。また、スマートフォンの比率が高まるなど、普及率の向上だけでなく、その内容も変化しています。

県においても、令和2年8月末時点で2,659台の携帯電話、タブレット端末を保有しており、令和元年9月から令和2年8月の1年間で3,440万円余の使用料金を支払っています。

このような中、携帯電話等の契約・管理及び使用が、規定等に基づき、適切に、そして経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として、監査を実施しました。

【監査対象機関】
全機関

【主な監査結果】

- 料金プランの見直し等により、端末38台について計約101万円の使用料金の削減が見込まれました。このため、使用状況に応じた最適な料金プランとするよう検討を求めました。(人事課等25機関)
- 県税事務所において、多数の携帯電話を保有して連絡等に利用している事務所と、携帯電話を全く、または少数しか保有していない事務所が見受けられました。このため、県税事務所の携帯電話の保有台数や使用方法について、各事務所の経験を踏まえるなどして、今後の対応を検討するよう求めました。(税務課)
- 携帯電話等のポイントについては、クレジットカードのポイント等と異なり、使用や管理に関する考え方が整理されていませんでした。このため、考え方の整理等について検討するよう求めました。(管財課)
- 携帯電話等の管理に関する規定には、スマートフォン・タブレット端末に適用されるものと、それ以外の端末に適用されるものの2つがあり、OSのバージョンアップについては前者のみ、料金プランの見直しについては後者のみなど、一方でしか定められていない事項もあり、内容を見ると、両方で異なる部分もありました。このため、両規定の位置づけや記述内容について、改めて検討するよう求めました。(管財課、情報企画課)

4 財政援助団体等監査結果

県が資本金等の4分の1以上出資等している団体（出資・出捐^{えん}団体）、県が補助金等を交付している団体（補助金等交付団体）、公の施設の指定管理者となっている団体について、計48団体を選定して監査を実施しました。

（1）指摘事項等の概要

監査を実施した結果、8団体に対して指摘事項1件及び指導事項8件があり、またこれらの団体を所管している県の4機関に対して指摘事項2件、指導事項1件及び検討事項1件があり、それぞれ是正又は改善若しくは検討を求めました。

【指摘事項等の件数】

（単位：団体、件）

区 分	監査実施団体数		団体の 指摘事項等の件数			所管機関の 指摘事項等の件数			
		指摘事項 等あり		指摘	指導		指摘	指導	検討
出資・出捐 ^{えん} 団体	20	3	4	0	4	1	0	0	1
補助金等交付団体	18	3	3	1	2	3	2	1	0
指定管理者	10	2	2	0	2	0	0	0	0
合 計	48	8	9	1	8	4	2	1	1

（2）主な指摘事項等

1（出資・出捐^{えん}団体）内部統制の取組に関するもの

（公大）岐阜県立看護大学では、平成29年度の地方独立行政法人法の改正を受けて、平成30年4月に「公立大学法人岐阜県立看護大学業務方法書」を改正し、内部統制システム*の整備等に努めていますが、このうちリスク評価と対応に関する事項として行うこととしている「リスクを低減するための検討」や「リスクに対する評価の定期的かつ継続的な見直し」等の取組は、その前提となるリスクの把握が行われておらず、実施されていませんでした。

該当機関に対して速やかに取組を開始し、今後は適正に処理するよう求めました。

【該当団体】

（公大）岐阜県立看護大学

*内部統制システム：役員（監事を除く。）の職務の執行が地方独立行政法人法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

2（出資・出捐^{えん}団体）決算の正確性に関するもの

（地独）岐阜県立下呂温泉病院では、平成 30 年度決算の医業未収金に 3,502 万円余の過大計上があったとして、令和元年度の決算において修正しました。

上記のような過年度決算の修正は、本来は、医業未収金を減額するとともに、同額を臨時損失に計上して処理すべきところ、過大計上の額が営業収益の 1%未満であることから重要性が乏しいと判断して、臨時損失への計上より簡便な方法として同額を医業収益から減額する処理を行っていました。

しかし、地方独立行政法人会計基準等によれば、重要性が乏しいと判断して臨時損失に計上しない場合でも、医業収益の減額ではなく営業外費用に計上することで対応すべきでしたので、該当機関に対して今後は適正に処理するよう求めました。

なお、重要性の判断については、今回修正された医業未収金の過大計上は病院の主要な業務に係る事項であり、上記の会計基準等では金額的側面と質的側面の両面から判断するよう求めていることから、今後は質的側面にも十分留意して判断するよう併せて求めました。

【該当団体】

（地独）岐阜県立下呂温泉病院

3（補助金等交付団体）補助金を過大に受給及び交付していたもの

（公社）岐阜県獣医師会の補助金受給において、補助対象経費の一部の経費の計算が誤っていたことにより、補助金を過大に受給していたので、当該法人及び県の所管機関に対して、速やかに措置するとともに今後は適正に処理するよう求めました。

【該当団体〈県の所管機関〉】

（公社）岐阜県獣医師会〈家畜防疫対策課〉

4（指定管理者）指定管理業務が適切に行われていなかったもの

ぎふ清流文化プラザの管理運営業務において、指定管理に関する基本協定書で単価 10 万円以上の備品購入等は県に連絡するよう定めていますが、連絡していないものがあったので、今後は適正に処理するよう求めました。

【該当団体】

（公財）岐阜県教育文化財団

5 監査の過程において述べた主な意見

監査の過程において、監査対象機関に対し、人事管理・職員倫理、ICT・DX等について、監査委員が述べた主な意見は次のとおりです。

■人事管理・職員倫理について

- 働き方改革はしっかりと進めていただきたい。仕事を家に持ち帰るといった隠れた残業という問題があるのであれば、それは隠れたままにするのではなくしっかりとデータとして整理して提示していただきたい。隠れたままにしているのは、問題は認識されず、解決もされない。
- 教員の働き方改革については、教員がしっかりと子どもたちと向き合えるように、教員以外でもできる部分はできるだけアウトソースする方向で考えていただきたい。また、より効果的・効率的な教育や事務負担の軽減につながるようなICTシステムの導入は、費用対効果も考慮しつつ進めてほしい。さらに、いじめへの対応で弁護士に相談、不登校の生徒が心療内科や精神科に相談、といった専門家の活用も効果的であるので、積極的に進めていただきたい。
- 障がい者雇用については、世間一般として数値目標を達成することが先に立っている面があるが、充実した働き方をしてもらうことが重要だと思うので、県で雇用した方々については、雇用後のフォローについてもしっかりとお願いしたい。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中、県民の公務員の職員倫理に対する視線は厳しくなっている。しっかりとした倫理観の醸成に努めていただきたい。
- いじめ、ハラスメント対応については、組織のトップが、「そうした問題はあってもおかしくないことであり、自分はそうした問題を重要なものだと捉えている。何かあれば自分のところまで報告を上げてほしい。その時には、しっかり組織として対応する」ということを、常に発信し続けることが重要だと考える。そうしたスタンスを保っていただきたい。

■ ICT・DX、情報管理について

- ICT の活用については、働き方改革を進めている中で新型コロナウイルス感染症が拡大し、テレワーク等を含めて今まで以上に推進していかざるを得ない状況になっている。これをチャンスだと捉えるような積極的な気持ちで頑張っていく必要がある。県での ICT の活用が民間よりも遅れた状況では、県からアイデアを提案することも困難になってしまうだろう。
- 新たな ICT システムの導入は、事務の効率化、職員の事務負担の軽減につながることをしっかり確認しながら、費用対効果を考慮して進めてほしい。また、導入に当たっては、システムの習得に時間がかかるなど、職員に過大な負担がかからないような配慮も必要である。
- 県民サービスに ICT を導入するに当たっては、県民の中にはパソコンなどに詳しくない方もいるという前提で十分な説明や手助けの用意をしておく必要がある。そして、そういった方々が直接県庁に来たり、電話をしてきた際には、丁寧に対応していただきたい。
- 個人情報が出た場合には、県の責任を問われて損害賠償を求められる可能性もあるので、情報管理はしっかりと行っていただきたい。

■ 財務に関する事務の執行について

- 債権管理は、時間が経つほど難しくなる。回収可能性、費用対効果も考慮して当たっていただきたい。また、各課で対応するのは本来業務もある中で大変なので、専門部局に集中してはどうか。
- 県税の未収債権については、担当者の方には研鑽を積んでいただき、費用対効果も考えて徴収を進めていただきたい。本当に生活に困っていて払えない方々もおられると思うが、お金があるのに払ってくれないなど、悪質なものについてはしっかりと対応していただきたい。
- 民間企業の中には消耗した物品と引き換えでなければ新しい物品を渡さない、というところもある。県の物品については在庫管理をしっかりとお願いしたい。
- 内部統制については、常にリスクを意識する習慣を身につけることが一番大事である。

■ 事務事業について

- 事業の実施に当たっては、過去の同種事業で実際に効果があったかどうか、イベントであれば来訪者のようなデータで確認したり、補助事業であれば事業主体や受益者の声を聴いたりして確認し、費用対効果もしっかり考慮しながら進めていただきたい。
- 地域振興のための施策については、新型コロナウイルス感染症の拡大による世情の変化、地方回帰やテレワークの普及などの状況を踏まえ、これまでの取組に新たな方向性を加えて検討していただきたい。
- 防災、災害対応については、非常時には瞬時の判断が必要になるといった心構えを含めて、平時からしっかりと準備していただきたい。防災教育も重要である。
- 温暖化の影響で雨量が増えるなど、自然災害のリスクは高まっている。また、局地的、ゲリラ的な災害が増えている。防災については、どこまで予算をかければいいのか難しいところもあるが、住民の命がかかっており、被災後の復旧は予防よりもさらにコストがかかる。過去の災害の検証や科学的な調査をしっかりと行った上で、優先順位をつけてしっかりと対応していただきたい。また、効率化のために ICT、AI やドローンのような先進技術も活用していただきたい。
- 県の補助金、助成金、その他各種事業は、いわゆる申請主義が原則だが、制度の存在や内容を知っている者だけが得をすることではいけないので、しっかりと周知をしていただきたい。
- 県からの情報提供や広報においては、重要・有益な情報を発信していただいているが、十分に認知されていないものがある。ターゲットによって効果的なメディアを選択するなど、伝え方に一層の工夫をお願いしたい。また、特にインターネットを通じた情報発信については、情報発信者である県側の事情よりも受け手である県民のことを考えて、必要な方々が必要な情報に容易にたどり着けるよう、更に努力していただきたい。
- 県内産品等のブランドについては、今あるものを磨いていくことが重要である。どういうものをブランドとして位置づけていくかを整理し、基準を満たすものだけを選別するといった差別化や、技術力の向上等によりブランド価値を積み重ねていくとともに、例えば新県庁舎をアピールの場として活用するなど、上手に PR していただきたい。
- 県内には日本の宝と言えるような貴重な文化遺産、観光資源がある。ICT 技術も活用してしっかりと PR をして来ていただけるよう努力していただくとともに、そうした施設の維持、補修等をしっかりと行っていただきたい。

- 岐阜関ヶ原古戦場記念館は、これから広域的な観光につなげていくことが重要なので、そのための交通ネットワークの整備、関係各市町村との連携等をしっかりと進めていただきたい。
- コンパクトシティ化が進み、市街地部分が集約すれば、その地価は上がるため、その地域の周辺の道路網が充実していれば、車で移動できる周辺の安い土地への移住が進み、コンパクト化が進展しない可能性がある。コンパクトシティの推進と道路ネットワークの充実との関係は十分検討する必要がある。
- SDGs については、県民への浸透がまだまだであると感じる。市町村によっても取組や認識に差があるように思われるので、県にはこれらの点を踏まえ、教育面も含めてしっかりとした取組をお願いしたい。
- ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定制度は、就職活動中の女性の、独立して生きていけるか、男性と対等にやっていけるかといった不安解消につながるいい制度である。今後も引き続き取り組んでほしい。
- 2025 年から団塊の世代が後期高齢者になる。医療費は財政面の大きな課題であり、介護保険との兼ね合いで医療費の増加を抑制する方策を考えていく必要がある。例えば糖尿病の対策なども医療費の削減につながると考える。
- オンライン診療については、例えば高齢の医者などで対応が困難な場合があったり、初診では難しいなどの課題もあるが、慢性期の患者や高齢で医療機関に行くのが難しい患者等には効果的な場合もある。新型コロナウイルス感染症への対応もあり、全体としては進めていく必要があると考える。
- 生徒に対する相談、カウンセリングの担当者には専門家や有識者が当たることが多いが、専門家だけではなく、相談する生徒と同じ悩みや苦労を経験したような方が当たるのも有効ではないか。
- 高校の部活動は大変重要なので、教員の働き方改革と両立できる方策を工夫していただきたい。

【出資・出捐^{えん}団体】

(公益財団法人 岐阜県スポーツ協会)

- 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて県が策定した「清流の国ぎふスポーツ推進計画」及び協会自らが策定した「第3次将来構想」に則って、複数の企業が選手を雇用してクラブチームの活動を支える「岐阜方式」といわれる取組で成果を挙げている。東京オリンピック・パラリンピック後も、これまでの成果を活かし、支援を継続していただきたい。
- 近年は働き方改革や労務管理におけるハラスメント対策が経営上の重要なテーマになっている。職員のメンタルケアを含めて、改めて現在の体制の見直しを検討していただきたい。

(公益財団法人 岐阜県教育文化財団)

- ぎふ清流文化プラザ長良川ホールでの地歌舞伎の公演に取り組まれているが、地歌舞伎の団体は県内に 32 団体あり、各圏域持ち回りで公演するなど、各団体の機会が平等になるようにしていただきたい。

(社会福祉法人 岐阜県福祉事業団)

- 強度行動障がいのある方や先天的な障がいを持った方を受け入れるなどの先駆的な取組を行っており、今後も質の高い福祉サービスの提供に努められたい。

(一般社団法人 岐阜県農畜産公社)

- 農業と福祉が連携して、障がい者の事業所の農業参入の支援などを実施している。障がい者の方が楽しく働きながら社会貢献ができるようこれからも支援を進められたい。
- GAP 評価制度に取り組み、農産物の付加価値の向上を図っているが、認証された農産物の購入につなげるには、同制度が世の中に浸透することが重要であるので、消費者への啓発活動にも一層努力されたい。

(岐阜県住宅供給公社)

- 負債の中で短期借入金^{えん}が占める割合が大きく、経営の安定化のために検討を進められたい。

【補助金等交付団体】

(国立大学法人 東海国立大学機構 (岐阜大学))

- 県補助金で機械工学科の学生を対象として企業見学会や企業実習を実施しているが、機械工学科卒業生の県内就職率が他の学部と比較してよいといえる状況にはないので、より多くの優秀な人材が県内の企業に就職するように、事業がより効果的なものとなるよう工夫されたい。

6 決算審査（一般会計・特別会計）

令和元年度の一般会計及び特別会計^{*1}について審査を実施し、その意見を令和2年9月4日に知事に提出しました。

審査に当たっては、次の点に主眼をおきました。

- ① 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか
- ② 予算の執行は議会の議決の趣旨に沿って適正かつ効率的になされているか
- ③ 財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか

（1）審査の結果

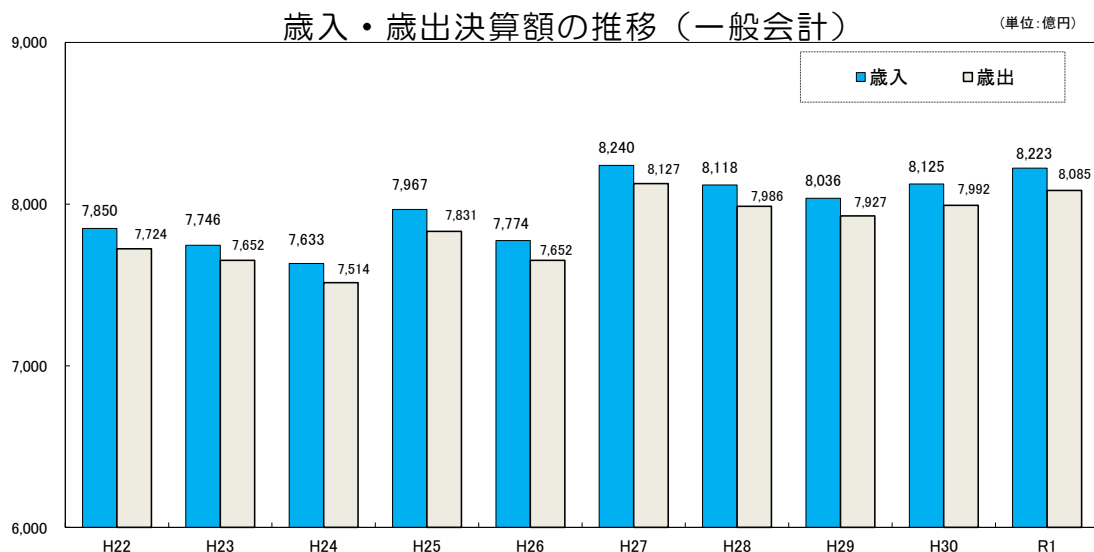
決算その他関係書類については、審査した限りにおいて、法令に適合し、かつ計数は正確であることを確認しました。また、予算の執行並びに財産の取得、管理及び処分についても、定期監査等において是正・改善を要する事項が認められたものの、審査した限りにおいて、おおむね適正かつ効率的であると認めました。

（2）決算の概要

令和元年度の一般会計の歳入総額は約8,223億円、歳出総額は約8,085億円で、実質収支^{*2}は約766億円の黒字でした。また、特別会計の歳入総額は約3,180億円、歳出総額は約3,114億円で、実質収支は約64億円の黒字でした。財政構造の弾力性を示す決算に基づく経常収支比率^{*3}は93.6%であり、前年度の93.0%から0.6ポイント悪化していますが、ピークであった平成20年度の99.1%からは改善傾向にあります。

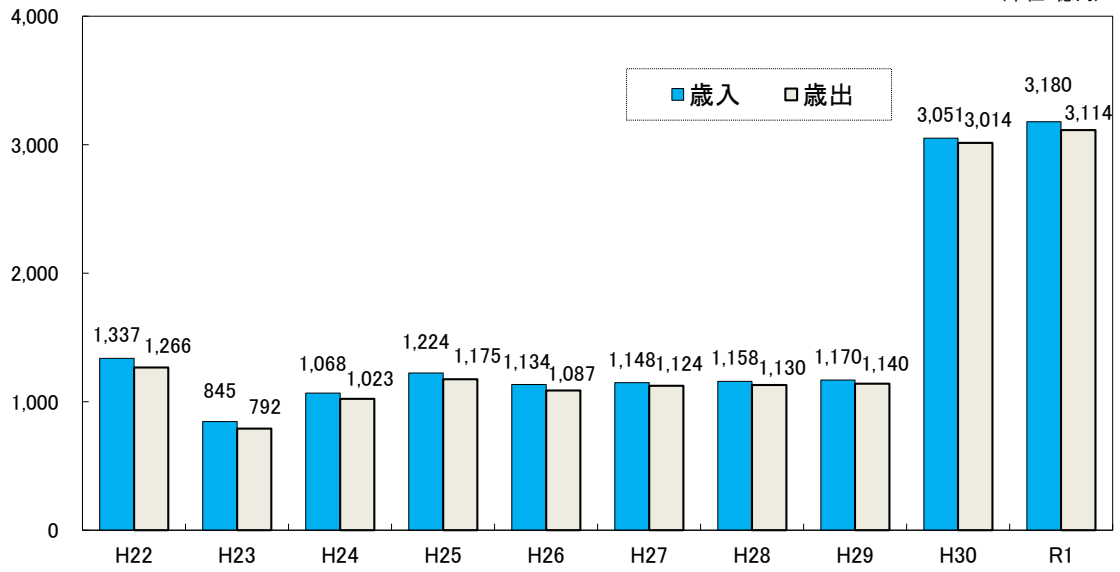
また、実質公債費比率^{*4}は6.6%、令和元年度末の県債発行残高^{*5}は約1兆6,094億円、基金残高^{*6}は約1,633億円でした。

（注）*1～*6の説明はP23を参照してください。



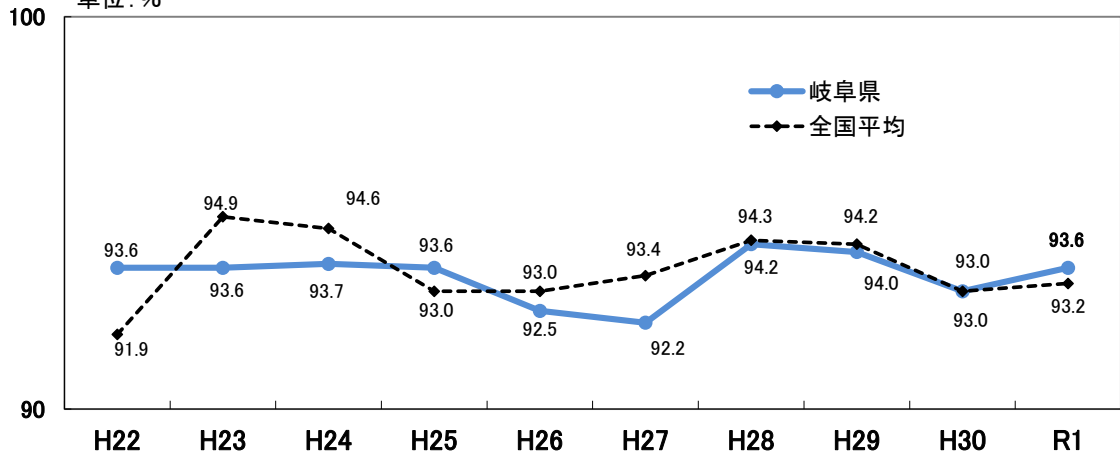
歳入・歳出決算額の推移（特別会計）

(単位:億円)



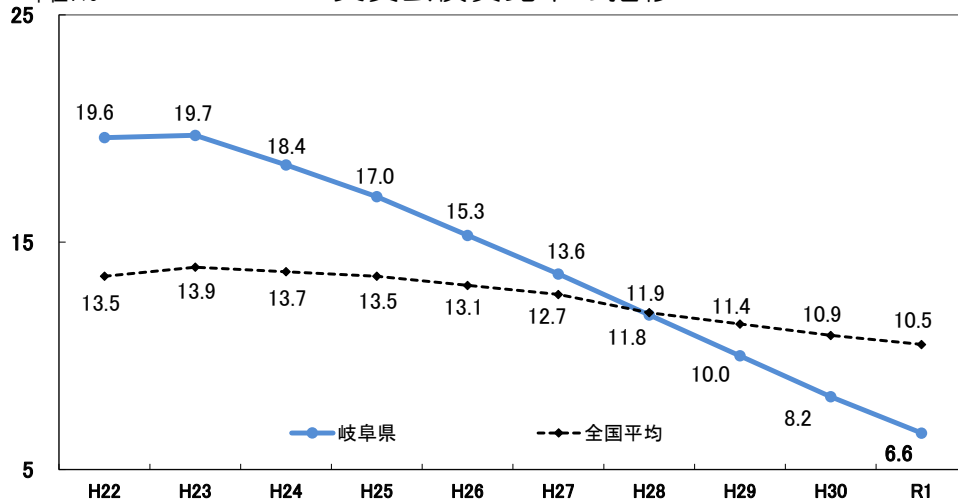
経常収支比率の推移

単位: %



実質公債費比率の推移

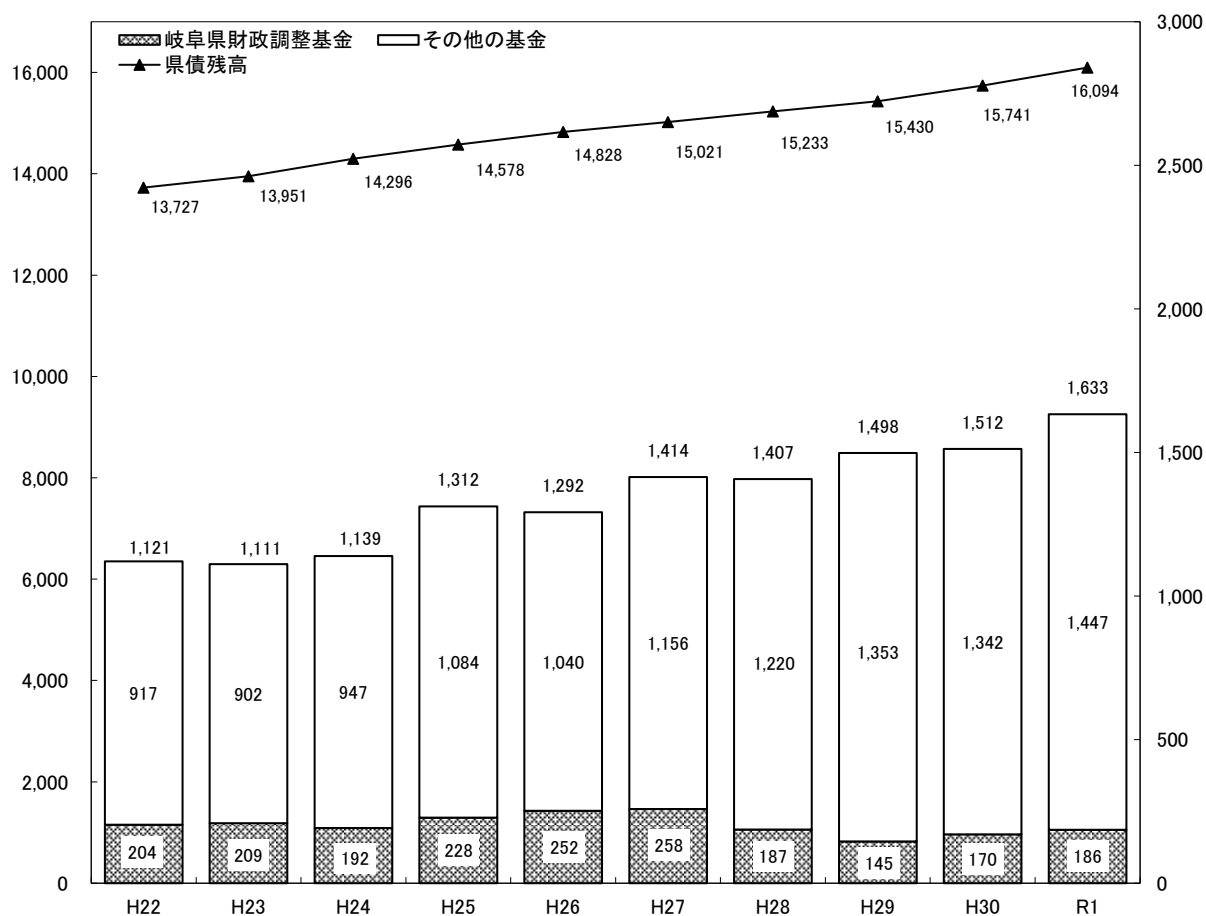
単位: %



* 全国平均の比率は総務省公表数値による

県債残高及び基金残高の推移

(単位：億円)



(3) 審査意見の概要

○県財政の現状について

令和元年度の予算編成は、『「清流の国ぎふ」創生総合戦略』に基づく政策展開を行うため、7年連続の増額予算となり、16年ぶりに8,200億円台となりました。

県財政の現状を各種財政指標等でみると、これまでの行財政改革により持続可能な財政運営への目途がつつあるものの、社会保障関連経費等の増加などの課題を抱えていることから、引き続き節度ある財政運営とメリハリのきいた政策展開を両立していくこととしました。

このため、県は、「岐阜県行財政改革指針2019」に基づき、節度ある財政運営や歳入確保対策、県政の見える化等を進めています。

○事務事業の実施について

県は、「岐阜県行財政改革指針2019」や「岐阜県事務事業棚卸しプロジェクト」などによる事務事業の見直しを行っています。

定期監査の過程においても、事業をより効果的かつ効率的に行うために、適切な指標を定めることや、社会のニーズを踏まえ事業を見直していくよう求めました。

また、現在、県は新型コロナウイルス感染症への対応として、多岐にわたる事業を実施しています。こうした状況下においては、従来の業務の進め方では十分な対応が困難となる場面も想定されます。必要とあれば、前例のない新たなチャレンジに取り組むことをも念頭に、的確かつより効果的、効率的な事務事業の実施に努めるよう求めました。

○歳入の確保に向けた取組について

一般会計及び特別会計の収入未済額は、前年度に比べ5億9千万円余り減少しました。収入未済額全体のうち、県税に係る収入未済額は約59%を占めていることから、引き続き、徴収事務を行っている市町村との連携を一層強化して徴収率向上に努めるよう求めました。

また、自主財源の確保の観点から、ふるさと納税の受入や、税収の増加に関しても、今後一層の取組を図るよう求めました。

○今後の行財政運営について

歳出面では、社会保障関係経費や公債費等義務的な経費、県有施設の長寿命化改修やインフラ施設の老朽化に伴う維持管理費の増加等に加え、新型コロナウイルス感染症対策が必要となっています。

一方、歳入面では、新型コロナウイルス感染症の影響による税収の大幅な落ち込みが見込まれています。

このように「コロナ社会」の中、県の行財政を巡る状況は厳しく、多くの新たなチャレンジに取り組む必要があると思われませんが、一方で「コロナ社会」はリモートワークを通じた人口の地方回帰につながるなど、チャンスとなる可能性もあるので、県は、財政の持続可能性に留意しつつ、一層効率的、効果的な事務の執行、事業の実施を求めました。

* 1 特別会計

地方公共団体の特定の事業を行ったり、特定の歳入を特定の歳出に充てたりするため、一般会計から分離して別に収支管理を行う会計です（令和2年3月末現在 11 会計）。

* 2 実質収支

歳入決算額と歳出決算額の差引き（形式収支）から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額です。

* 3 経常収支比率

経常的経費（人件費、公債費等）のために、経常一般財源（地方税、普通交付税等）がどれだけ充当されたかを表す比率で、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標です。比率が低いほど財源に余裕があることを示します。

* 4 実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、過去3年間の平均値を用います。

* 5 県債発行残高

県債発行に伴う未償還金の合計残高です。借入れと同一年度内に償還する借入金は含まれません。また、元金のみを計上し、利息は含まれません。

* 6 基金残高

条例の定めるところにより、特定の目的のために、財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設ける財産の残高です（令和2年3月末現在 31 基金）。

7 決算審査(公営企業会計)

令和元年度の公営企業会計^{*1}について審査を実施し、その意見を知事に提出しました。

審査に当たっては、次の点に主眼をおきました。

- ① 決算書類は、関係法令に適合し、計数は正確であるか
- ② 決算書類は、経営成績及び財政状態等を適正に表示しているか
- ③ 各事業は、企業としての経済性を発揮しつつ、効率的かつ効果的に、また、公共の福祉を増進するように運営されているか

(1) 審査の結果

決算書類は、貸借対照表における固定資産の減価償却費累計額等の計上誤りの修正が完了していないことを除き、審査した限りにおいて法令に適合し、計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態等をおおむね適正に表示していると認められました。

(2) 審査意見の概要

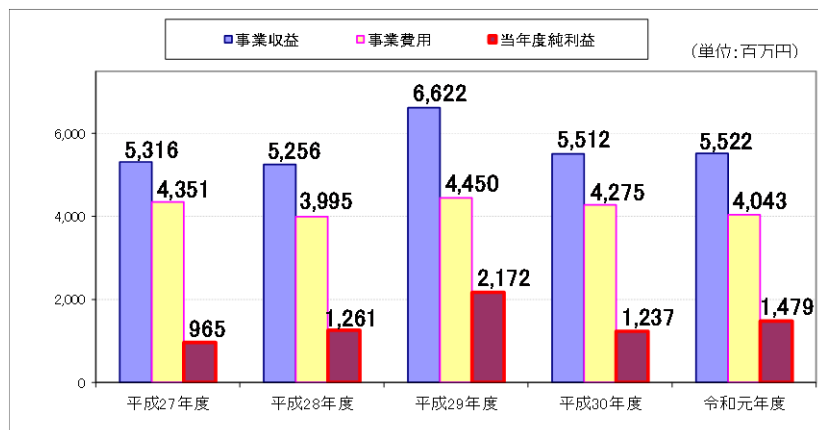
◇水道事業会計

決算書類については、一部の建物において、固定資産台帳に設定された耐用年数が法定耐用年数と異なっていたことから、引き続き同台帳を精査し、早期に減価償却費の計上を適正なものにする必要があります。

経営成績及び財政状態等については、令和元年度の水道事業収益は55億2,218万円余で、水道事業費用は40億4,318万円余でした。この結果、当年度の純利益は14億7,900万円余と、37年間にわたって黒字決算を持続しています。また、自己資本構成比率^{*2}は83.8%と前年度より0.9ポイント高くなるなど、各種指標も良好であり、健全といえます。

事業の運営については、新型コロナウイルス感染症への各種対策の実施や、令和2年7月豪雨時の美濃加茂市に対する給水継続の支援など、今後も危機管理体制の強化を図り、水道水の安定供給に努めるよう求めました。

今後、給水人口の減少に伴い、水需要の減少が予測される中で、長期的な施設の修繕や更新に必要な資金を確保しつつ将来の水道料金への影響を極力抑えるため、引き続き事業の効率化に努めるよう求めました。

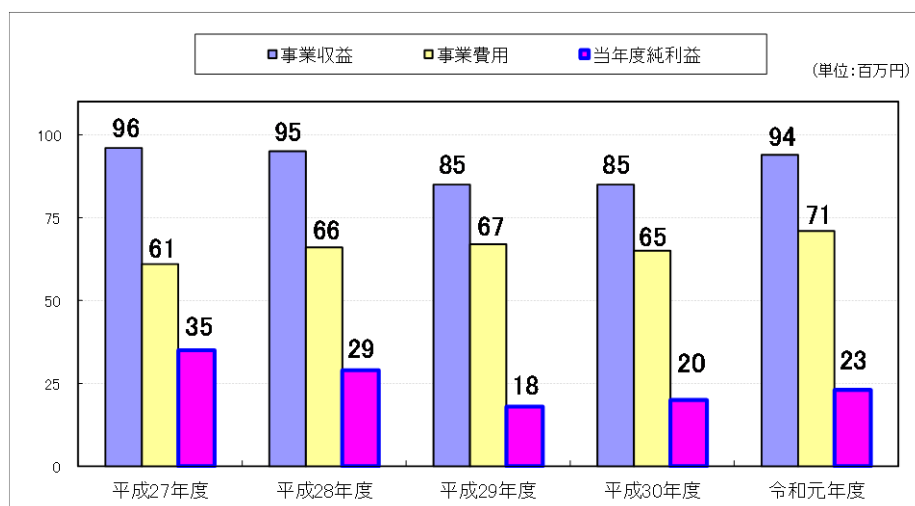


◇工業用水道事業会計

経営成績及び財政状態等については、令和元年度の工業用水道事業収益は9,373万円余で、工業用水道事業費用は7,056万円余でした。この結果、当年度の純利益は2,316万円余と、前年度に比べ347万円余の増加となりました。一方、自己資本構成比率が62.2%で全国平均を下回っているなど、改善の余地がある状態であり、引き続き経営基盤の強化に努めるよう求めました。

事業の運営については、平成10年度の事業開始以降、関係部局や関係市町との連携により契約水量及び事業所数が拡大しており、施設利用率^{*3}も41.0%に上昇していますが、まだ全国平均を下回る状況であり、引き続き新規顧客の獲得や契約水量の増大に努めるよう求めました。

今後50年間で見込まれる施設の更新費用約35億円については、計画的に内部留保資金を確保し、自己財源で施設整備・更新を図るとしてしています。ただし、工業用水道事業の需要は企業の経営環境の動向により大きく変動する可能性もあることから、引き続き契約水量の増大に努めるとともに、事業の効率化に努めるよう求めました。



* 1 公営企業会計

地方公営企業法第2条に規定されている地方公共団体が経営する水道事業などの企業部門の会計です（令和2年3月末現在 水道事業会計、工業用水道事業会計）。

* 2 自己資本構成比率

$$\{(資本金+剰余金+評価差額等+繰延収益) / (負債+資本)\} \times 100$$

総資本に占める自己資本の割合を示すもので、企業の自己資本調達度を判断する指標。比率が高いほどよく、経営が安定していることを示しています。

* 3 施設利用率

$$1日平均配水量 / 1日配水能力 \times 100$$

1日平均配水量（年間総配水量を年日数で除したもの）を1日配水能力（配水施設の容量）で除したもので、配水能力のうちどれくらいが実際に利用されているかを示す指標。比率が高いほどよく、施設が無駄なく利用されていることを示しています。

8 基金運用状況審査

定額の資金を運用するために設置されている基金について、令和元年度の基金の運用状況を示す書類について審査を実施し、その意見を令和2年9月4日に知事に提出しました。

審査に当たっては、次の点に主眼をおきました。

- ① 計数は正確であるか
- ② 基金の運用は、確実かつ効率的に行われているか

審査の対象

- ・岐阜県土地開発基金
- ・岐阜県美術館美術品取得基金

審査の結果

審査した限りにおいて、計数は正確であり、また、基金の運用はおおむね確実かつ効率的に行われていると認められました。

9 例月出納検査

県の一般会計、特別会計及び公営企業会計における現金の出納事務が正確に行われているかについて、毎月検査をしました。

検査の対象

- ア 一般会計
- イ 特別会計
- イ 公営企業会計（水道事業会計、工業用水道事業会計）

検査の結果

各会計の現金の出納事務は、毎月適正に執行されていました。

10 健全化判断比率及び資金不足比率審査

令和元年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算をもとに、健全化判断比率*¹とその算定の基礎となる事項を記載した書類について、また、公営企業会計の決算をもとに、資金不足比率*²とその算定の基礎となる事項を記載した書類について、それぞれ審査を実施し、その意見を令和2年9月4日に知事に提出しました。

審査に当たっては、次の点に主眼をおきました。

- ① 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか

審査の結果

一般会計、特別会計及び公営企業会計について、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は法令に適合し、かつ正確であると認められました。

また、公営企業会計について、資金不足は発生していませんでした。

＜令和元年度の健全化判断比率＞

(単位：%)

区 分	比率	法定基準	
		早期健全化基準 *3	財政再生基準 *4
実質赤字比率	-	3.75	5.00
連結実質赤字比率	-	8.75	15.00
実質公債費比率	6.6	25.0	35.0
将来負担比率	211.9	400.0	

(注) 「-」：実質収支が黒字のため算定不要。

＜令和元年度の資金不足比率＞

(単位：%)

会計名	比率	経営健全化基準 *5
水道事業会計	-	20.0
工業用水事業会計	-	
流域下水道特別会計	-	

(注) 「-」：資金余剰額が認められ、資金不足比率がないことを示す。

＊ 1 健全化判断比率

財政の早期健全化や再生の必要性を判断するもので、以下の 4 つの財政指標の総称です。

① 実質赤字比率

地方公共団体の主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです（岐阜県においては、一般会計と 9 の特別会計（流域下水道特別会計及び国民健康保険特別会計を除く）が対象）。

② 連結実質赤字比率

水道事業など公営企業を含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです（一般会計、特別会計及び公営企業会計が対象）。

③ 実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、過去 3 年間の平均値を用います（一般会計、特別会計及び公営企業会計が対象）。

④ 将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです（一般会計、特別会計、公営企業会計、地方公社・第三セクター等が対象）。

＊ 2 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示します。

＊ 3 早期健全化基準

財政が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図る基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。

＊ 4 財政再生基準

財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。

＊ 5 経営健全化基準

公営企業会計において、「早期健全化基準」に相当する基準です。

11 住民監査請求

令和 2 年度は、県民からの住民監査請求はありませんでした。

(参考) 包括外部監査

包括外部監査人による監査*について、その結果に関する報告の提出を受け、これを公表しました。

■ 令和2年度のテーマ

「岐阜県の住宅に関する事業」

* 監査結果については、岐阜県監査委員事務局のホームページに掲載しているほか、県行政管理課のホームページでもご覧いただけます。

【ホームページアドレス】

監査委員事務局

<https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/15401/>

行政管理課

<https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11127/>

* 包括外部監査人による監査

地方自治法に基づき、知事が毎会計年度、弁護士、公認会計士等と包括外部監査契約を締結し、その包括外部監査人が特定のテーマについて県や関連団体に対して行う監査です。

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知 清流がもたらした自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創 ふるさとの宝ものを磨き活かし、新たな創造と発信に努めます

伝 清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議